

意見募集（結果）

平成24年5月

「（仮称）旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方（案）」に対する意見募集の結果について

「（仮称）旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方（案）」についての意見を募集したところ、24名の方と1団体から御意見等をいただきました。

このたび、この結果について、別紙「意見募集の結果」のとおりまとめましたので、お知らせします。

また、いただきました御意見につきましては、今年度に設置する「旭川市まちづくり基本条例市民検討会議」や市役所における検討の参考資料として活用させていただきます。

皆様の御協力に厚くお礼申し上げますとともに、引き続き市政推進に御理解と御協力をお願いいたします。

意見募集のテーマ	「（仮称）旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」（案）に対する御意見等
意見募集期間	平成24年2月20日（月）～3月21日（水）
意見提出者	24名、1団体
担当課	旭川市総合政策部政策調整課 電話：（0166）25-5358 電子メール：seisakuchosei@city.asahikawa.hokkaido.jp

※ 「（仮称）旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」は、政策調整課（総合庁舎9階）のほか、本市ホームページ（政策調整課のページ）でも御覧いただくことができます。

「(仮称) 旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方(案)」への意見募集の結果

<1>

意見の内容	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、平成14年に旭川市市民参加推進条例を制定し、協働を基本とした市民参加のまちづくりを推進しており、まちづくりに対する市民の関心や意識が高まりつつある。以上の考えに立つとともに、旭川市市民参加推進会議から提出のあった『「まちづくり基本条例」制定における市民参加のあり方に関する提言』(平成23年12月16日付け)の内容を踏まえ、基本条例の策定に向けた方針、体制及びスケジュール、検討が必要な主な項目(例示)について、次ページ以降のとおりとする。 ・公募市民と有識者などで構成する「旭川市まちづくり基本条例市民検討会議」(以下「市民検討会議」と言う。)を設置する。市民検討会議は、附属機関として位置付け、複数の部会を置く予定だ。市民検討会議は、基本条例の策定に係る調査、審議を行う他、市民周知・啓発や市民の声を聴くための企画立案、イベントの開催など、策定に向けて中心的な役割を担う。併せて、市民検討会議をサポートするため、庁内組織を設置する。 ・市民参加や市民協働を一層進めるためにはどうしたらよいか。暮らしやすい地域コミュニティを築いていくためにはどうしたらよいか。 ・市民主体の健全で公正な自治の運営を進めていくためにはどうしたらよいか。 	<p>いただきました御意見につきましては、「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方(案)」の内容と一致するものであります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・数多くのホテル、都市銀行、デパート(百貨店)などが建設されて欲しい。 ・旭川市内近郊の高等学校約80校を新設する。 ・新しい大学の法学部、商学部、政治経済学部、文学部、理工学部、農学部、経営学部、医学部、歯学部の旭川市内近郊が約20大学以上、旭川ドームの野球場、サッカー場、コンサート、イベント等の完成を目指す。 ・子育てサークルの運営や自主的な家庭教育学習団体の活動の支援では、年間約5万人を出産を目指す。 ・大企業3000社の旭川支店ビルの参入を目指す。 ・保育園399園、幼稚園294園、小・中学校360校を新設する。 ・旭川市消防局では、中央、北東、南、西、東光、豊岡、東旭川、永山、タカス、当麻、東川、東神楽、比布、美瑛消防署などが発足する。 ・財団法人旭川市防災協会の旭川市民センター等の発足する。 ・旭川市消防局ビル30階建てビルの完成を目指す。JRA 日本中央競馬会の旭川競馬場を再開を目指す。 ・タカスから美瑛までを新旭川市と統合する。 ・新しい旭川府庁ビル15階建ての完成を目指す。 ・新しい旭川府知事、副知事が発足する。 ・ガスビル10階建ての完成を目指す。 ・民間ビル20～40階建ての完成を目指す。 ・旭川第1～3合同庁舎ビル10階建ての完成を目指す。 ・中心部に新たなテレビ局、大手新聞旭川支社ビル10階建ての完成を目指す。 ・地下鉄及び路面電車を建設し、開業を目指す。 ・旭川市役所を30階建ての完成を目指す。 ・旭川市内近郊初の50階建てタワーマンションは約500軒の完成を目指す。 ・ヒサヤ大黒堂旭川薬寮、大杉製薬(株)旭川支店、あかひげ薬局旭川店は近くて便利になる。 ・旭川市内近郊のタクシー台数が約7000台も増車している。旭川市内近郊の警察本部が15カ所ビルの10～20階建ての完成を目指す。 ・シェイアール北海道バスが旭川電気軌道、ふらのバスの旭川市内6営業所が譲渡する。 ・北海道中央バスの旭川市内5営業所を道北バスが譲渡する。 ・すべての高速バスを旭川方面行きが必要である。 	<p>いただきました御意見につきましては、直接「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」に関わらないと考えておりますが、今後の市政の参考にさせていただきます。</p>

- ・すべてのJRのスーパー特急、急行列車等を旭川方面行きが必要である。
- ・旭川～東京へは、北海道新幹線の所要時間が約5時間位である。
- ・旭川市の人口が約220万人を増やしたい。
- ・人口は約6倍増加傾向にある。
- ・すべての高速道路の旭川ジャンクションでは暫定4車線の完成を目指す。
- ・旭川空港ビルの国内全線、国際全路線の広さにしたい。
- ・JR旭川駅の1番ホームから10番ホームは学園都市線、東京方面へ拡大する。
- ・また、旭川シネマフロンティア（7階）・ユナイテッド・シネマ旭川（旭川ファクトリー館）は市内中心部が必要だ。
- ・旭川市内すべての作業所約200軒以上の建設して欲しい。
- ・イベントバスの有料化を利用したい。
- ・道立美術館の常設展・特別展示室を刷新し、改築する。
- ・エスカレーター・エレベーター付きの道北所蔵品美術館の完成を目指す。
- ・劇団四季旭川劇場、旭川共済ホールビルの完成を目指す。
- ・コンビニエンスストアのサークルKサンクス・ファミリーマートの旭川地区の新規参入を目指す。
- ・栄光ゼミナール・河合塾・駿台予備学院・第一高等学院・代々木ゼミナール・秀英予備校大学受験部旭川校、日本語教育研究所旭川校、漢検CBTで毎日が検定日の旭川事務所の新規参入を目指す。
- ・年末年始のバスは、土・日・祝日ダイヤ、12月29日・30日・31日（始発～19時30分台）、1月1日（9時台～18時台）、1月2日・3日（始発～20時台）を運行したい。
- ・都市間高速バスの札幌・赤平・芦別・網走・岩見沢・小樽・帯広・北見・釧路・士別・砂川・滝川・苫小牧・名寄・根室・登別・函館・美唄・深川・富良野・三笠・室蘭・紋別・夕張・留萌・稚内・上川・せたな・幌延・広尾・増毛・遠軽・余市・岩内・しゃこたんから旭川方面行きの新規参入を目指す。
- ・新車バスの購入の新型ハイブリッドバスは約30台を購入する。
- ・日野自動車・日産ディーゼル・三菱自動車バス製造・いすゞ自動車の新車バスを購入する。
- ・又、大成線、大成校線、知遠別線から旭川駅方面行きのバスを再開したい。米飯線から旭川駅方面行きのバスを再開したい。旭川のバスターミナルの旭川駅前ターミナルのりば1番～18番と旭川ターミナルのりば1番～9番に拡大される。
- ・民間バス会社においては、駅前ターミナルの北レーン・中レーン・南レーンに工夫されている。
- ・旭川市の予算は、一般会計が約5000億円・特別会計が約5000億円・合計が約1兆円の予算を増やしたい。
- ・旭川～（留萌・宗谷経由）根室までは新旭川府を目指す。
- ・国の機関では、人事院・内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省・最高裁判所・全国知事会・全国都道府県議会議長会・北海道の新規参入を目指す。
- ・市議会中継や市長室へようこそ、新着・更新情報、お知らせ等も見せて欲しい。
- ・旭川府の人口が約600万人を増やしたい。

< 2 >

意見の内容	市の考え方
<p>他府県からの投稿となりますが、宜しくお願ひします。 外国人に対する参政権や優遇について、私は反対です。 移民や外国人の優遇措置において、先を行っていた欧州の惨状をご存じでしょうか？ 去年のノルウェーの惨劇は、いうまでもなく移民流入による、国民性の喪失が、原因でした。 またドイツでは、移民政策の失敗をメルケル首相が宣言しました。彼らに対する福祉対策で、財政がパンク状態であり、また治安の悪化や風紀の乱れが、目に余るものになってきているのです。 アメリカは市民権を持たない限り、参政権を与えません。市民権をとって、国や郷土に忠誠を尽くす契約を持ってからでないと参政権を与えないのです。当たり前です。</p>	<p>御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。</p>

国によっては国家総動員法を批准している所があり、海外に住む同胞に対しても適用されます。
 日本に対し懸案事項があったり有事となれば、国の為に破壊活動をやるのが、法規で義務づけられているのです。そんな国の国民に参政権を与えてどうするんですか?じっくり考えて下さい。

< 3 >

意見の内容	市の考え方
<p>■ まちづくり基本条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本条例の制定に基本的には賛成しますが、単に他市町村に見られる情報公開、市民参加の推進、協働などを考えておられるならば賛同致しかねます(市民参加推進条例があり、不備があるとすれば、改正をすれば良いと考えます)。 	<p>(仮称)旭川市まちづくり基本条例についての検討はこれからですが、御意見にありました情報公開、市民参加の推進、協働や、暮らしやすいコミュニティの在り方などについても検討が必要と考えております。 また、旭川市市民参加推進条例との関連についても、今後検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> なお、「自治体における最高規範性」とか「自治体憲法」との位置づけには違和感を覚えます。それを制定するということは、これまで、それがなかったことを意味します(市には、市民憲章、平和宣言などの宣言、総合計画、各種条例が整備されています。まちづくり基本条例を最高位の条例とするには、それらすべての見直しに繋がります。果たして、それだけの必要性があるかどうか疑問です)。 	<p>御意見にありましたように、策定を進める上で、市民憲章や都市宣言、総合計画、各種条例との関連についても整理が必要と考えております。 これまで進めてきた市民参加や市民協働の取組を一層進め、暮らしやすい地域コミュニティを築いていくためには、(仮称)旭川市まちづくり基本条例の策定を通じて、まちづくりについての議論を更に深め、市民主体のまちづくりを一層発展させていくことが重要であると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> その意味で、条例名を「まちづくり基本条例」とすることは良いと考えます。「自治基本条例」の名称では、地域主権とか住民主権など、上記のような性格が強くイメージされるからです(地域主権とか住民主権などについては、旭川の独自性を求める必要性は感じません)。 賛成する理由は、必要性で述べておられる「価値観やニーズが多様化する中で、魅力と活力のあるまちづくり」、「市民が生き生きと活躍できる仕組みや環境づくり」に賛同するからです。 「魅力と活力のあるまちづくり」、「市民が生き生きと活躍できる仕組みや環境づくり」の実現には、現状を踏まえつつ、時代を超えた未来社会も視野に入れ、新たな発想・着眼点が必要(それが、「まちづくり」を考える起爆剤になる)と考えるからです。 	<p>(仮称)旭川市まちづくり基本条例とありますように、名称は仮称であります。今後、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議での議論や、市民の皆様御意見をいただきながら、検討を進めてまいります。 また、御意見にありましたように、これからの本市のまちづくりを考える上で、新たな発想や着眼点を持つことが重要であると考えております。</p>
<p>■ まちづくり基本条例の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり基本条例」は、旭川の「まちづくり」に特化した条例とし、他の条例などと同列に位置づけ、旭川市の実情に即して、まちづくり政策の拠となる理念や仕組みを定めるのが良いと考えます(他市町村の条例とは異質になるかも知れませんが、画一化され、パターン化した条例ではなく、市の特異性を如何に発揮するかが重要と考えるからです)。 「まちづくり基本条例」は、近未来への「まちづくり」の橋渡し役と考えることができると思います。 	<p>(仮称)旭川市まちづくり基本条例の位置づけにつきましては、これからの検討になりますが、策定に当たっては、実効性の高い条例とするため、まちづくりに関する理念等を明確化し、基本条例の施行までには実践的な</p>

	<p>取組を合わせて提示してまいります。</p> <p>また、これまでの取組や、これからのまちの在り方などについて幅広く議論しながら、条例策定を進める必要があると考えております。</p>
<p>■ まちづくり基本条例の制定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基本条例の制定については、多くの反対意見があります。それら反対意見にも真摯に耳を傾け、危惧される様な結果に陥らないよう、十分に配慮する必要があります。 	<p>策定に当たっては、より多くの市民の皆様の御意見を反映するため、市民参加の機会を幅広く設けるとともに、多様な意見に傾聴しながら、策定する過程を大切にし、検討を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「市民検討会議」の構成も重要となります。特に、充て職の人選には配慮が必要と思います。 ・「市民検討会議」は、事務方（行政）が作成する企画案に賛否を表明するのみではなく、企画案の作成過程にも関わるべきと考えます（「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方の決定」にも関わるべきです）。 	<p>御意見を踏まえ、市民検討会議において、企画立案的な機能を担っていただくことも検討してまいります。</p> <p>「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」につきましても、この度の意見募集の結果を踏まえたのちに決定し、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に資料として提出する予定です。</p>
<p>■ まちづくりの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは、まちづくりの基本は、安心して住める「まちづくり」 次代を担う「ひとづくり」 付加価値の高い「ものづくり」 市民が集まる「ふれあい・にぎわいづくり」 未来に対する「ゆめづくり」 <p>にあると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり基本条例」は、この基本をもとに、独自性のある仕組みや環境づくりの指針を定めるものと考えます。 	<p>御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。</p>
<p>■ まちづくりの個別事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは、「まちづくり」（近未来への橋渡し）を実現する上で、次のことが重要と考えます。 <p>① 旭川独自の『エネルギー』対策</p> <p>『エネルギー』は、これからも、生活していくための重要な資源です。</p> <p>北海道は自然エネルギー利用の先端地域と称されていますが、市においても、その取り組みが必要と考えます。</p> <p>私たちは、『R 水素エネルギー（化石燃料に頼らず、自然エネルギーと水を利用して水素を取り出し、その水素をエネルギーとして活用する）』の取り組みを提案します。</p> <p>② 『サステナビリティ教育』の推進</p> <p>これからの時代を永続的に豊かに生活していくためには、何が本当に安心した生活なのかをみんなが共有する必要があります。</p> <p>現在は、草の根的な運動として日本各地で、映画上映会、講演会、勉強会、ワークショップ、自然体験、エコビレッジ体験、パーマカルチャー体験、トランジションタウンなどという形の活動がされています。</p> <p>私たちは、市が中心となり、『持続可能で安心した生活』についての教育を多くの市民に提供する必要があると考え、『サステナビリティ教育』の推進を提案します。</p>	<p>自然生態系の保全や環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向け、リサイクル率の向上や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用を図り、持続可能なまちづくりを目指すことが不可欠であると考えております。</p>

意見の内容	市の考え方
自治基本条例に反対します。左翼お気に入りの法案！(-_-#) 反対反対反対！	御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。

< 5 >

意見の内容	市の考え方
市民、町内会、市民委員会よりの声、意見、提言が行政（市長、職員）及び市議会に届きやすくする仕組みづくりと届いた案件を公平に審議、審査する仕組み、取上げられた案件の進捗状況・結果内容・成果分析の仕組み、不採用案件の理由及び意見・提言者への報告の仕組み等を盛り込み、本基本条例がまちづくりの主体である全市民がよりよい旭川への啓発になるものにして頂きたい。	御意見を踏まえ、策定を進める際に、市民の皆様や団体の多様な御意見や御提言が市政に反映される仕組みや、その意見に対応する仕組みなどについて検討してまいります。
前述の要件を満たす為には、本条例の目的、定義、基本理念、基本原則、市民・町内会・市民委員会・市民検討会議・市議会・市長・行政の役割及び責務、行政運営、財政運営、行政手続、個人情報保護及びルール策定、行政評価、監査制度、意見・提言の公募制度、国・道との連携、市民住民投票条例の策定等を盛り込んで頂きたい。	御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。
更には難しい用語及び条文をなるべく少なくして誰もが理解できるように簡潔で分かりやすいものにして頂きたい。	条文を含め、資料等については、広く市民の皆様の御理解を得るため、簡潔で分かりやすい表現となるように努めてまいります。
旭川市（関係機関）への提言 1. 市中心部の活性化 ①買物公園に高齢者向け賃貸住宅を建設（医療設備を伴う高層マンション）し、除雪、自動車を所有しなくても生活出来る場所に移転促進を図る。今迄暮らした戸建住宅は子供育成年代に賃貸・売買して老後の生活資金に当てる ②買物公園に地下空間を建設（旭川駅につながる通路・イベント広場含む）し冬季の活性化、高齢・身障者達の移動の利便性を高める。 ③災害の少ない当地を積極的にアピールして老後の生活の場として転入者（地震・津波等の多発地域からの移住を勧める）増加の促進を図る。 2. 嵐山（東海大学跡地の検討も含む）に特大展望城郭・ケーブルカーの建設 ①大雪山の眺望 ②市内の四大河川（石狩、牛朱別、忠別、美瑛川）の眺望及び夜景 ③ケーブルカー駅に大型駐車場（観光バス等）及び歴史的重要建物の移転保存 ④展望台に特大城郭建設（道内のワイン、焼酎、ビール、酒等の貯蔵と販売、鹿、豚、羊、牛肉の販売とレストラン設置、米、野菜等の農産物の直売とレストラン設置 旭川ラーメン村設置、留萌・宗谷・網走管内の漁獲品の直売とレストラン設置、その他土産品の販売等） ⑤上記城郭にホテル設置も検討 ⑥将来は高速道路のドライブイン化（高速道路に接続） ⑦動物園客からの集客をはかり観光収入を増やす 3. 旭川空港の拡張・拡充 ①滑走路を延長して大型飛行機（代替空港化）の離着を可能にする。 ②千歳空港等他の空港の代替空港（冬季間の欠航率考慮）の機能を高める ③旭川空港→旭川駅へのJR路線（富良野線）の延伸（複線電化）	いただきました御意見につきましては、直接「（仮称）旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」に関わらないと考えておりますが、今後の市政の参考にさせていただきます。

4. JRの路線延伸（旭川空港、旭山動物園）及び複線化・電化

- ①旭川駅（富良野線）→西聖和駅→旭川空港駅（地下鉄新設）→東神楽駅（新設）→東川駅（新設）→旭山動物園駅（地下鉄新設）→北日の出（石北線）→旭川駅
- ②旭川空港の代替空港の機能拡充に欠かせない（札幌駅まで約1時間半）
- ③旅行客の交通の利便性（旭川駅→旭川空港→旭山動物園）が飛躍的に高まる。
- ④新駅付近が発展し、新たな住環境が生まれ、通勤、通学の利便性が飛躍的に向上する

5. 北海道エアシステム（HAC）の改革

赤字経営の航空会社の再建策として道民の脚としての活用推進を図る

- ①社名変更 北海道スカイバス（HSB） 機体を看板化させる
- ②路線改革 全道の空港をバス路線（下記3路線）のように循環させる
道北路線 新千歳→旭川→紋別→稚内→利尻→稚内→紋別→旭川→新千歳
道南路線 新千歳→奥尻→函館→奥尻→新千歳（道北路線を延長させる）
道東路線 新千歳→帯広→釧路→中標津→女満別→旭川→新千歳（左右回りの2路線）
- ③拠点空港を千歳空港にする
道外路線との利便性を高める
- ④出資者を拡大させる（現在は道＝36.5% 旭川市＝1%）
ホテル・旅館等の宿泊施設、航空会社（現在日本航空のみ）・バス・タクシー等の交通機関、土産業者等の恩恵を被る自治体（現在旭川市・札幌市・函館市・釧路市・北見市・網走市・美幌町・大空町）、企業、団体、金融機関（現在北洋銀行・北海道銀行のみ）その他の支援企業（現在北海道電力のみ）、団体
- ⑤定期券の販売、期間（旅行期間）限定全路線搭乗券の販売等利用者の利便を図る

6. 雪害対策と厳冬期の長期停電、火山噴火に備えた防災機能の充実

- ①多雪時の除雪対策（通学路、火災時の消火活動、高齢者独居者世帯）
- ②避難所の自家発電装置の設置し、夜間の照明、テレビ、ラジオ、電話等の通信機能の維持
- ③薪・灯油ストーブ等停電時の暖房設備の備え
- ④避難所への避難経路看板の設置
- ⑤避難所の水・食料、モーフ等の備蓄の拡充、簡易トイレの備え
- ⑥指定ガソリンスタンドの自家発電装置の設置し停電時の給油確保
- ⑦医療機関の自家発電装置の設置し停電時の医療確保
- ⑧信号機・街路灯等の停電時の電源の確保（ソーラー等）
- ⑨空き家の点検をし放火、落雪事故等を未然に防ぐ（所有者への指示、対策確認）
- ⑩災害時の旭川市、北海道、自衛隊、消防署、警察、医療機関等との連携マニュアル作成
- ⑪自主防災組織（消防団、自警団、町内会、市民委員会、社会福祉協議会等）への支援、補助
- ⑫市民への啓蒙（避難時の防災用品の備え）

7. 近隣市町村との合併

- ①合併を進め、同類の公務に携わる市町村の職員を減らし地方自治の効率化を高める
- ②上記効率化にて減額になる予算・人員を社会福祉、医療、教育、文化、防災等の分野により多くあてて明るさと絆のある街づくりに役立てる。

8. 省エネのまちづくり

- ①街路灯のLED化を推進（町内会への助成制度の拡充・普及推進）する
- ②街路灯・商業ネオン等の深夜（AM1時以降）の点灯を減らす
- ③新築住宅の高断熱化の助成額を高め省エネ住宅建設を推進する
- ④住宅の高断熱・耐震化リフォームの助成額を高め既存住宅の省エネ化を推進する

- ⑤家庭ごみ、落葉の堆肥化を更に勧め（助成金の拡充） ゴミの減量化を推進する
- ⑥まちづくり市民検討会議に分科会を設け省エネのあらゆる手段を検討し推進する

<6>

意見の内容	市の考え方
<p>提言 市民総発明家運動の実施 発明とは「過去になかった新しいもの」を形にする事です。 付加価値もそうです。つまり、奇想天外であれば誰にでも出来るのです。</p> <p>三人寄れば文殊の知恵と言いますが、旭川市の人口は約35万人。半数とし「17万人もの知恵の神様」がいます。それが「市民参加、市の活性化」に繋がります。問題は「実行する気、勇気」があるかです。因みに旭山動物園は実行しました。</p> <p>さて、過去十数年「中心部の活性化」「フードテラス問題」「観光客誘致策」「市民参加＝活性化＝生きがい対策」等々論議されて来たようですが、進んでいるようには思えません。まるで「他人事（ヒトゴト）だから」か？とさえ思えます。なかでも「フードテラス問題」は残念！の一言です。他都市の料理を出してどうするの！ここは旭川独自の料理でなければならぬのです。</p> <p>「フードテラス」に行くとするれば、他都市では体験できない（料理を含む）ものがなければ行く訳がないのです。ないなら作ればよいのです。</p> <p>*フードテラス集客対策 その1「奇想天外」「一石二鳥」 料理コンテストの実施。（新聞等で応募呼びかけ） 1, コンテスト入賞料理を提供。（入賞者の指名・顔写真入り） 応募料理は「画像」だけでも良い。メニューに食材種類、効能も併記。 2, 入賞者には賞状、受賞料理に「考案料」として売り上げの3%を支払う。 原則として「他市町村での販売」を認めるが、「考案料」は同じ。 一般市民が自作の料理で「考案料」が貰えるとなれば、行かない訳がない。旭川イメージアップキャンペーンである「あ、雪の匂い」など1菓子業者に乗っ盗られるような事態は二度と起こさない為にも、です。 3, 一品100円～150円で提供。いわゆる味見＝何品でも味わえる、楽しめる。 料理のお持ち帰り（お土産）も売り上げ増に寄与します。勿論アルコール類も提供。参考にしたい客が増える＝評判になる＝記事になる＝有名になる＝客足（観光客）を引き寄せる＝市全体が活性する。因みに私は長年自作の「一口サイズの長寿料理」を食しております。</p> <p>*フードテラス集客対策 その2「奇想天外」「一石三鳥」 1, 難食料理（平らな皿などの器を含む）にする。 また、近隣の町村＝上川盆地を模した大皿は観光客から喜ばれる。旭川は「木工、窯業（窯倉）」が盛んです。石狩川を中心とした「風景」とし、近隣町村の農畜産物を紹介する＝観光客にPRできる。 2, 市民考案品の展示、販売、土産品コーナーの設置。</p> <p>*フードテラス集客対策 その3「奇想天外」「一石四鳥」 フードテラスを「食事のバリアフリー、新食事体験場所」に。 つまり、食べ方、器から口に運ぶ手段、方法を変えるのです。 フードテラスはもともと「食」と「高齢者」対策であった筈です。最近、やれノーマライゼーションだとか、やれバリアフリーの文言が満ち溢れていますが、こと「食事」に関するバリアフリーは古今東西ありません。料理番組を見た方なら誰でも思う（？）でしょう皿盛りの料理、特にレンゲと称する道具で食べるあれ、最後はどうして食べるのか。あ？思わない？「老若男女、健常者、障害者、年齢」に関係なく「右手左手・自由自在」「細い、小さい、薄い、碎</p>	<p>いただきました御意見につきましては、直接「（仮称）旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」に関わらないと考えておりますが、今後の市政の参考にさせていただきます。</p>

<p>ける、逃げる、滑る」などの料理をワンタッチで食べることが出来る、つまり「食べづらい料理ほど食べ易い」道具の採用です。</p> <p>食事のバリアフリー化は「歩行者天国」「旭山動物園」「雪祭り」「ヨサコイそうらん」と同様、将来「国際基準＝インターナショナルスタンダード」＝当たり前となります。先取りする勇気があるか、二の足を踏むか、それで旭川の将来が決まります。フードテラスも永遠に解決しないでしょう。</p>	
<p>最後に、旭川市が（フードテラスを含む）抱える「市民参加による市活性化」「観光」「高齢化」など、すべて「福祉に貢献する」ことに繋がるものだと思えるからです。</p> <p>基本条例等の難しい問題はとにかく、最初から完成品などありえません。彫刻と同じであることを最後の提言とします。（今回は）以上です。</p>	<p>御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。</p>

<7>

意見の内容	市の考え方
<p>「まちづくり基本条例」の議論がスタートすることを大変楽しみにしている。その議論の過程を左右する検討会議について、意見を申し述べたい。</p> <p>◎委員の選考は、書類、面接をすべき なぜなら、多くの市の委員会の公募委員は、意欲や、我欲だけで、自分の意見を言うだけの人が選考されがちであると思う。 公募委員の役割は、人の意見をしっかり聴けること、自分の意見を理論立てて発言できること、他の意見を聴き、議論を深め、前に進めていけることだ。これができる人材かどうか、しっかり選んでほしい。</p> <p>学識経験者は、お金を掛けてもいいので、経験豊富で、市民を導いてくれるような方を選んでほしい。自ら考え、進めて行く力こそが、市にとつての財産になるから。</p> <p>また、有識者を地域やローカルで固めるのではなくて、条例制定だという視点で、全国の先進地の自治体職員、地方自治の見識者を入れるなど、専門性の高い議論を重ね、地方の政策条例づくりのお手本としてほしい。</p>	<p>公募委員の募集に当たっては、作文の提出をお願いすることとしており、委員の選考時に活用させていただく予定です。</p> <p>また、有識者の人選については、現在検討中ですが、地方自治に関する有識者にも策定に関わっていただくことや、市民フォーラムの際に、先進自治体の職員に関わっていただくことも検討してまいります。</p>
<p>◎議論の内容は、市民が誰でも分かるようにすべき 中学生でも理解できる分かりやすいものであるべきなので、公募に若い年代（中学生、高校生、大学生）を入れるべき。</p>	<p>条文を含め、資料等については、広く市民の皆様の御理解を得るため、簡潔で分かりやすい表現となるように努めてまいります。</p> <p>また、学生にも参画いただくよう検討を進めてまいります。</p>
<p>◎説明より議論を重視 会議資料の事務局説明は、必要最小限にし、次回の資料は事前に勉強して臨み、議論を徹底してほしい。それについて行けぬ人は、仮に選考されても、途中でやめてもらいたい。</p>	<p>御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。</p> <p>また、会議資料につきましても、事前に送付することといたします。</p>
<p>◎会議録を充実させよう いつでも誰もが会議の様子が分かるように、会議終了後すぐ、会議資料や議事録を写真付きでホームページや紙で出して欲しい。イベント的な会議などは、Ustream とかで中継して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後検討してまいります。</p>
<p>◎工程表はいつでも確認 大きな目標を持ち進めるのは、とても大切だ。特に部会に分かれて、議論を進める時には、途中で変わることがあっても、〇日現在の工程表を掲げて進めるべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後検討してまいります。</p>
<p>◎議会の市民の意見を聴く会とも連動</p>	<p>議会に対しても、随時</p>

<p>議会基本条例で、昨年からスタートした市民との意見交換会でも、同じテーマを扱ってもらい、議会も議論を深め、2元代表制を踏まえた、議論の深め方もある。検討して欲しい。</p>	<p>検討状況について報告するとともに、より効果的な議論の進め方について検討してまいります。</p>
<p>◎パブリックコメントと説明会 多くの人から意見をもらうことに重きを置き、単に紙だけではない意見集約を試みて欲しい。</p>	<p>この度の意見募集は、より多くの御意見をいただくために、通常の見解提出手続ではなく、匿名での提出も可能とするなどの工夫を行いました。更に多くの御意見をいただくため、手法等について、今後更に検討してまいります。</p>
<p>◎面白いツールの活用 条例策定の議論は、市民に浸透していくことが大切だ。既成概念にとらわれず、出来ない理由ではなく、やってみることに視点を置いて、様々にチャレンジして欲しい。その気概こそが、旭川らしさがある「まちづくり基本条例」になると思う。</p>	<p>(仮称)旭川市まちづくり基本条例をテーマにまちづくり対話集会を開催する予定であります。御意見を踏まえ、より市民の皆様に取り組むについて知っていただく手法について今後更に検討してまいります。</p>

<8>

意見の内容	市の考え方
<p>まちづくり基本条例につきましては納得できない内容があり賛成できません。 基地の移転が実現するよう努めるとありますが、基地は日本外交・防衛上、国の責任において設置されているものです。適切ではないと思われま。</p>	<p>いただきました御意見につきましては、直接(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」に関わらないと考えております。</p>
<p>子どもは社会の一員として自らの意見を表明する権利を有すると思いますが、何歳までを子供と定義付けるのか曖昧であり、社会の一員には違いないですが社会への責任をどう捉えるかなど問題が多く、子供の権利主張は結果的に大人に悪用されたり必要以上の社会対立を招く恐れもあります。賛成は出来ません。</p>	<p>いただきました御意見につきましては、直接(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」に関わらないと考えております。</p>

<9>

意見の内容	市の考え方
<p>御公務お疲れ様です。まちづくり基本条例に反対致します。 日本国籍保持者のみならず、外国籍の者まで市政に参加させては、日本人が住みづらい街になってしまうのではないのでしょうか。以上です、御検討宜しくお願い致します。</p>	<p>御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。</p>

<10>

意見の内容	市の考え方
<p>日本国憲法が最高規範で有り、自治体における最高規範とはどういうことか？ 法律上からみてもおかしいのではないか。</p>	<p>御意見にありまして、日本国憲法が最高法規であります。他都市においては、条例に最高規範性を持たせているところもありますが、条例の位置付けにつきましては、今後、旭川市まちづくり市民検討会議で議論</p>

されるものと考えております。

<11>

意見の内容	市の考え方
人口減少，少子高齢化や景気の低迷とあるが，各々の抜本的対策をせず，条例を定めるのは認められない。	本市ではこれまでも保育所や留守家庭児童会などの待機児童解消などの子育て支援や，ものづくり産業への支援等の産業振興などに取り組んできたところでありますが，今後とも持続的な財政構造の確立に努め，財源を確保しながら，様々な課題に取り組んでいくことが重要であると考えております。

<12>

意見の内容	市の考え方
市の収入が減少する一方とあるが，収入のみを前提にするのではなく，節約とこの様な条例もムダ使いだと思えます。	本市が将来にわたって発展を続けていくためには，持続的な財政構造の確立が重要であり，更なる行財政改革に取り組み，財政健全化に取り組む必要があります。 （仮称）旭川市まちづくり基本条例は，暮らしやすい地域づくりや市民参加の推進などにつながるものであり，策定を通じて，市民主体のまちづくりの一層の発展を目指すことが重要であると考えております。

<13>

意見の内容	市の考え方
資料を拝見させて頂きましたが，基本条例の必要性があいまいで，よくわかりませんでした。 本当に必要なんでしょうか？もっと他に考えるべき事があるのではないのでしょうか。	（仮称）旭川市まちづくり基本条例を策定する過程の中で，活発な議論が行われ，まちづくりがどうあるべきか，どのようなまちづくりを行っていくべきかといったことを，市民や企業，団体，議会，行政など，多様なまちづくりの担い手が一緒に考えていくことが重要であると考えております。 こうした策定過程を経ることで，まちづくりに対する市民の意識が一層高まり，住民自治の充実につながっていくものと考えます。

<p>市の収入が減少すると書いてありましたが、じゃあそのためにムダはないのか見なおす事をしたり色々あると思います。</p>	<p>本市が将来にわたって発展を続けていくためには、持続的な財政構造の確立が重要であり、行財政改革に取り組んでいるところでありますが、今後とも不断の見直しが不可欠であると考えております。</p>
<p>それと「旭川らしさ」って何んですか？旭川らしさとは何なのか教えてほしいです。</p>	<p>策定に当たっては、他都市の条例をそのまま参考にするのではなく、旭川というまちの風土や歴史、雰囲気、まちづくりの現状といった「旭川らしさ」という視点も加えて検討することが重要であると考えております。</p>

<14>

意見の内容	市の考え方
<p>おはようございます。他市からの意見を聞いていただきありがとうございます。 さて、自治基本条例を制定すれば、自治体は倒産します。強かに推進しようという方々があると思いますが、もし圧力に屈し制定するならば、市役所側の責任者名を明らかにした上でやって下さい。 自治体が倒産すれば、誰がその責任を負うべきかハッキリするからです。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後検討を進めてまいります。</p>

<15>

意見の内容	市の考え方
<p>旭川市は、平成17年9月議決「旭川市基本構想」や平成18年6月「旭川市市民活動基本方針」で、これからの『まちづくり』に関わりのある事項が記されています。また、インフラとの関係では、平成23年9月「旭川市都市計画マスタープラン」でも関係項目があり、最終的には平成18年6月「第7次旭川市総合計画」が基本となるものと思います。 すなわち目指す都市像として「人が輝く 北の文化のかおる まち」が基本テーマとし、 基本目標1 「愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち」 基本目標2 「人のやさしさとやすらぎを実感するまち」 基本目標3 「人が行き交い、元気な経済が展開するまち」 基本目標4 「市民主体の健全で公正な自治の運営」となるのか、それとも全く別のものとするのか……？</p>	<p>今後、条例の検討を進める過程において、御意見のありました「第7次旭川市総合計画」や「旭川市市民活動基本方針」、「旭川市都市計画マスタープラン」など、既存の計画等との関係についてを整理するとともに、それらを尊重しながら慎重に検討を進めていくことが不可欠であると考えております。</p>
<p>基本的な考え方(案)を起案した担当者の目線がちょっとはっきりしていませんね。何でも良いから意見・提言をと言っても、なかなか一般市民の関心は得られないと思いますし、意見の言いっぱなし総花的な展開になるような気がします。 旭川市は4つの都市宣言（安全都市宣言・平和都市宣言・健康都市宣言・長寿都市宣言）と『市民憲章』が制定されています。特に市民憲章では「わたしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。」と謳われ、5つの項目に市民の意識とまちづくりの基本がまとめられています。 私は、今回の条例制定の基本的な視点、考え方の基本として、あくまでも『市民憲章』目線で検討すべきだと考えています。人口減少や少子化・高齢化、価値観やニーズの多様化等々の今日的な課題を反映した肉付けと具体策を必要としているのではないのでしょうか。 以上、検討の前提条件として（私の考え方の基本目線）</p>	<p>この度の意見募集につきましては、条例の策定をスタートさせる前の早い段階から市民の皆様の御意見をお聞きしようとするものであり、具体的な内容につきましては、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議において、検討いただきたいと思います。</p>
<p>次に、基本的な考え方(案)の中の記述で、認識の不一致を指摘さ</p>	<p>御意見を踏まえ、策定</p>

せてもらいます。

「協働を基本とした市民参加のまちづくり・・・市民の関心や意識が高まりつつある・・・」としていますが、本当はどうなんでしょう。市民委員会への加入率の減少などは、意識の高まりとは言い難い現状です。市民主体のまちづくりの事例（地域活性化事業など）などは、本当に市民全体に認識されているのでしょうか。

旭川新駅の建設と周辺開発、中心市街地活性化等々、残念ながら圧倒的多数の市民は、他人事でシラケている感じがします。本当に市民主体のまちづくりを発展するための課題をしっかりと議論する必要があります。

例えば、行政・執行機関・議会と市民との日常的な関わりをどう具体化するかなど、それぞれの中で議論されるべきです。特に、市議会（議員）と市民との関わりは、非常に重要です。議会基本条例を制定しても、残念ながら未だに「学芸会」と揶揄される議会のあり様では、到底先が危ぶまれます。議会との意見交換なども実施しましたが残念ですが茶番です。議員の資質が問われる事となってしまいました。

策定に当たっての市民参加という点では、賛成です。しかし、その考え方や具体策が残念ながら過去の経験からは、形式的なものになるような気がします。アンケートや検討会などでは十分でしょうか。本当の市民参加と言えますか。根本は、運動論的発想の必要性です。更に、その主体は市民です。旭川市と旭川市民の全体最適化の方針を根幹とすべきです。「中心市街地活性化」などの部分最適化の方針とは決別して考えなければなりません。

執行機関として市は、早急に『市民参加のまちづくり』を今後の地方自治のあり方の根幹とする事を明確に市民に表明し、その為の行政としての執行体制を市民に見える形の組織と体制の改革を実行する必要があります。

その1. 地域別又は地区別に行政機能の分散と充実を図る。
具体的には、地区センター、公民館などを中心に、地区担当の専門職を複数人配置して、日常的に地域政策の作成・提案に当たる。物の見方・考え方を、本庁目線から地域目線に転換することで、本庁担当と地域担当との対等な関係確立し、担当者に権限の移譲もする。

その2. 市民委員会等の地域の基礎（自治）組織を育成する。
上記の地域担当は、その地区の市民委員会・町内会・自治会等の育成を業務とする。合わせて、子供会・老人会・婦人クラブ・青年会等などの地域組織の育成発展も含む。

その3. 地域の自主的行事の企画・支援と提案・発展方策の作成。
重要な事は、得てして行政の『請負』となりがちな活動を、真に地域自治の観点で取り組む事。地域の市議会議員や有力者の誘惑を断固跳ね返す気概が必要。

その4. 地域自治コンベンションの実施。
本庁は、唯一の全体行事として『地域自治コンベンション』を年1回開催。各地区担当職員の実践発表の場を提供することで、地域間の情報交換と、事業遂行上の若干の競争意識を持たせ、更なる発展を目指す。それぞれの自治組織の実績発表としない、担当職員が発表するのは、時間の関係ばかりでなく、行政執行機関の市役所職員が、いかに地域を的確に把握しているかを、広く市民にアピールするためでもある。勿論、それだけ職員の資質が試される訳でもある。

その5. 本庁との日常的なネットワーク構築。
地域担当職員が住民の様々な要望・疑問・質問に答えるのは、相当負担が大きく、無理とも思える。ましてや、後で答えるとなれば、「何のための地域担当か」となってしまう。そのためには、全ての地域の人々が、情報ネットワークとして市役所（本庁）と繋がっていると感じてもらうためには、テレビ電話（PC ネットワーク）で本庁の全ての部署と繋げておく必要があると思います。

あらゆる相談に、即答できる体制こそ重要で、市民の信頼獲得になると言えます。議会中継なども生放送できますしね。皆で傍聴しましょう。

以上が、目に見える形での市民主体・市民協働のまちづくりへの

を進める際に、市民の皆様の様や団体の多様な御意見や御提言が市政に反映される仕組みや、その意見に対応する仕組みなどについて検討してまいります。

また、議会に対しても、随時検討状況について報告するとともに、より効果的な議論の進め方について検討してまいります。

平成24年度から各支所に地域担当職員を配置し、地域づくりに関する情報収集や支援機能等の強化を図ったところですが、いただきました御意見も踏まえながら、条例の策定を通じて、暮らしやすい地域コミュニティや行政における地域支援の在り方などについて更に検討してまいります。

また、研修などの機会を通じて、地域づくりを支える職員の資質向上に努めてまいります。

テレビ電話等の技術を用いて相談内容等に的確に対応するためには、施設や機材等の整備が必要になりますが、少子高齢社会においては、身近な地域において課題が解決できることが、暮らしの安全につながるものと考えておりますので、新たな行政サービスに向けた

方向で、本当の自治のあり方はこれからです。まちづくりをインフラなどのハード的な発想でなく、共同（協同）組織の構成、地域事業組織・市民事業団などの設立と運営などのソフト面の発展を中心として行きたい。高齢化社会だからこそ地域の運動・活動の主体は、必然的に高齢者になって行きます。更に少子化社会だからこそ、子供の意見や発想が社会に生かされるべきなのです。地域の理想的な形とは、子供と高齢者が混住出来る街。それぞれが地域の中で役割を認め合える街。

御提案として、今後の研究課題とさせていただきます。

地域コミュニティの構築は、まさに『市民憲章』目線で考える事が必要です。基本は、コンパクトな街づくりの実践方策です。歩いて毎日の暮らしが出来る街。安心して子育ての出来る街。老いても楽しく安心できる街。出会いふれ合いウエルカムの街。こんな街がコミュニティの基本でしょう。そのために、誰がどんな役割を果たすか、市民は一人ひとりどうあるべきかを考え合える仕組みを必要としています。行政のみに頼る現状の陳情・嘆願・議員頼みと言った依存体質から、本当の『地方自治』市民主体へと、仕組みを変える事が必要です。人口減少の中で、観光産業も、商業も、あるいは農業や木工芸なども、市民だけでなく、全て旭川以外の多くの人々に支えられているのではないですか。そう考えると、わが街（町・市）に来ていただける事に感謝ですね。ウエルカム（welcome）じゃないですか。

今後、条例の検討を進める過程で、御意見のありました「市民憲章」との関係についても整理するとともに、それらを尊重しながら慎重に検討を進めていくことが不可欠であると考えております。また、ウエルカムの街づくりにつきましても、観光振興だけではなく、まちづくりを進める上でも重要な視点であり、今後の市政の参考にさせていただきます。

なのに、違法駐車があつたり、交差点でコンビニの駐車場をショートカットで左折したり、無理な割込みや煽り運転など以ての外。冬になれば道路に雪出し当たり前、そんなお宅の玄関にはなぜか『子供 110 番』のフラッグが。何とか成らないのかな。商店も駐車場だけは業者任せで除雪。歩道からの入り口などは雪山を乗り越える始末。隣接の横断歩道は厚雪氷でツルツル。除雪センターに行くと、焼き砂をもらえる事を知らない・やらない・面倒くさい。これが実態。

ウエルカムの街づくりが浸透すれば・・・・・・・・。残念でならない！！

次に、産業振興方策を全体最適化の観点で打ち出す必要があります。この項は、かなり議論が必要であり、この意見書の中では、具体的には触れない事とします。

以上思い付くまま書きました。失礼の談お許し下さい。産業振興方策は別の機会だと思いますが、その機会が有りますかどうか。貴殿のますますのご活躍心よりご期待申し上げます。

< 16 >

意見の内容	市の考え方
<p>再度の他府県からの投稿となりますが、宜しくお願ひします。先日は、外国人参政権と外国人の優遇について意見させていただきましたが、今回は住民投票について述べさせていただきます。</p> <p>失礼ですが、皆さんはデマゴグって言葉をご存じですか？ギリシャの直接民主政治末期の政治体制の事です。良識のある人達ばかりが居るわけではありません。まともな方向付けや良識ある動議目先の楽を追い求める民衆の声でかき消され、国の方向を誤り国を滅ぼしてしまいました。プラトンは、直接民主制に対し懐疑的でした。いま旭川市で進めている、まちづくり基本条例とは将に古代ギリシャの直接民主制の再来ではないのでしょうか？</p> <p>現在の日本人の政治に対する興味や参加度を鑑みますと、結局は大多数は、このような制度を用意したにも関わらず市民は無関心で結局は、極端な思想をもった個人や団体に制度を悪用され、市民の生活や地域文化を奪め、蹂躪されることが予想されます。残念ですが、アジア諸国には日本及び日本人を快く思っていない人達が多いですし、また日本人にも極端な民主主義者がいます。また隣国の諜報活動の温床になるでしょう。まったく旭川市と縁もゆかりもない人間たちに蹂躪され、結局市民参加は失敗します。</p> <p>また議会も当然あるわけで、過半数で可決した条例を反対議員と政治団体が結託してその条例を反故にしたり、有効になる前に妨害活動のネタにすることも考えられます。現実を見て下さい。このような条例を作る前にやる必要があると思います。どうして市民が市政に対し、能動的ではないのでしょうか？小中学生を対象に、社会参加に取り組むクラブ活動や授業を実施し10年計画ぐらいで、社会</p>	<p>策定に当たっては、より多くの市民の皆様の御意見を反映するため、市民参加の機会を幅広く設けるとともに、多様な意見に傾聴しながら、策定する過程を大切に、検討を進めてまいります。</p> <p>いただきました御意見につきましては、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。</p>

参加志向の市民の育成をされたらどうでしょうか？そちらが先決か
と思います。

<17>

意見の内容	市の考え方
旭川市の代表である市議会を重視しろ！！	選挙で選ばれた首長と議会がそれぞれの役割と責任を果たしていくという二元代表制、間接民主主義が基本であり、まちづくり基本条例は、これを補完するものと考えておりますので、策定に当たっては、御意見のとおり、市議会を重視して進めていくことが当然であると考えております。

<18>

意見の内容	市の考え方
西川市長が公約に掲げる町づくり基本条例なるものがさっぱり伝わってこない。「自治体の憲法」を目指しているというがそんな簡単に作ろうとしていいものか？ 国政レベルの問題ではないかとも思うが説明をしっかりとしないで物事を進めようとするのは TPP と同じで民主党らしさが良くでている。	(仮称)旭川市まちづくり基本条例を策定する過程の中で、活発な議論が行われ、まちづくりがどうあるべきか、どのようなまちづくりを行っていくべきかといったことを、市民や企業、団体、議会、行政など、多様なまちづくりの担い手が一緒に考えていくことが重要であると考えております。 こうしたプロセスを経ることで、まちづくりに対する市民の意識が一層高まり、住民自治の充実につながっていくものと考えます。

<19>

意見の内容	市の考え方
I. この度のパブリックコメント公募のあり方について。 1. 意見求め方が漠然として要領を得ないと考えます。 2. 裏で(?)「旭川市市民参加推進会議」なるものを設け、「市民参加のあり方」に関する手続き・手順策定を超えて、実質的な審議をすすめ、議論の土俵と論点を決定済みであることは、手続きとして瑕疵があり、反民主的です。 ※「旭川市市民参加推進会議」なるものの構成メンバーをウェブサイトで見ると、どのような基準で選出したのか不明朗です。公開されている議事録を読む限りでは、行政サイドの意向が通りやすい団体・個人を恣意的に選出したとの疑念を持たせます。また、議会にかけたのかも不明です。 3. 2の限りで、＜私の意見・提言＞は、聞かない、と宣言しているに等しいと判断できます。	旭川市市民参加推進会議につきましては、平成15年度に設置し、市の施策において市民参加が適切に行われているかなどについて審議する役割を担ってまいりました。 同会議には、(仮称)旭川市まちづくり基本条例を策定するに当たり、どのような市民参加を求めるべきかについて検討をいただいたところであり、条例内容に関する実質的な審議を行ったものではありません。 これから進める(仮称)旭川市まちづくり基本条

4. 「旭川市市民参加推進会議」なるものの論点整理なるものを廃棄することを提言します。

5. 論点整理が必要なら、これから設置するという「旭川市まちづくり基本条例市民検討委員会」において行うのが、手続き的に正当であり、民主的と考えます。

例の策定に当たっては、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議において、白紙の状態から調査・審議をいただきたいと考えておりますが、この度の意見募集の結果や、市民参加推進会議からの提言を進める上での、重要な参考資料であると考えております。

II. 「旭川市まちづくり基本条例」策定について

1. 条例策定の反対です。
なぜか。

①本条例の目的は、「旭川市市民参加推進会議」での議論（公開議事録）を読む限りでは、要するに＜住民投票制度＞を設けるとだけと解釈できます。

②なぜか。＜住民投票制度＞以外は、市議会がやるべきことだからです。

＜住民投票制度＞で市議会の活動を制限し、議会制民主主義を否定しようとするのが本条例のねらいと解釈できます。市議会に対して行政権が肥大化し、行政専制政治につながります。なぜならこの制度は、行政サイドの意見を恣意的に集めて、行政の意向を貫徹できる素地になるからです。このような条例を市街会が可決するなら、それは自殺行為です。

③地方自治制度では、首長と議会の選挙があり、陳情・請願、直接請求権、また地方自治特別法による住民投票制度もあります。これらはすべて立派な住民投票制度です。これ以上の制度が必要とは思われません。市政の混乱のもとになると考えます。

それに、市議会で決定できない議案があったとしても、だからといって住民にも決定できるわけがありません。

④そもそも＜住民投票制度＞は、代表民主主義制を補完する制度にすぎません。わが国の地方自治制度では③のような制度で補完されています。

これ以上の制度を創設することは憲法前文第1段及び第43条で規定している間接民主主義制度（＝議会制民主主義制度）に違反します。

⑤この度の＜住民投票制度＞の創設の真意は、「旭川市市民参加推進会議」での議論（公開議事録）にあらわれていますように＜外国人参政権＞の実現にあります。議事録の限りで会長が熱心に推進し、行政サイドがこれに呼応して論点に残している。

外国人参政権は、最高裁判決にあるように、与えないのが合憲とされています。外国人に参政権を与えるのは憲法違反です。

⑥「(仮称)・・・(案)資料1」なる文書には、この条例策定のねらい？として、「まちづくりに対する市民の意識が一層高まり住民自治の充実につながっていくものと考えます」としています。

ならば、この条例がなければ＜住民自治の充実＞をはかることができないのか、この条例によって、どのような道筋で＜住民自治の充実＞が図られるようになるのか、が説明されていません。

この説明のアウトラインは、現状では「＜住民自治の充実＞をはかられていない」というなら、その現状を明らかにするべきです。そして、このように現状に問題（困ったこと）があるから、このようなカクカクである条例によってこのように改善する、と説明するべきです。

これが条例制定のときの行政及び「・・・参加推進会議」、市議会のコンプライアンス・説明責任です。

条例を策定する以上、理由・根拠・目的を詳らかにしなければなりません。この文書ではその説明が欠けています。行政として説明責任を果たしていません。

私には「＜住民自治の充実＞をはかることができない」とはとて

市が策定を目指す（仮称）旭川市まちづくり基本条例の目的は、住民投票制度や外国人地方参政権の導入ではなく、条例を策定する過程の中で、活発な議論が行われ、まちづくりがどうあるべきか、どのようなまちづくりを行っていくべきかといったことを、市民の皆様や企業、団体、議会、行政など、多様なまちづくりの担い手が一緒に考えていくことで、住民自治の充実を目指すことにあります。

今後、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議における調査・審議の中で、住民投票や外国人地方参政権の取扱いについても話合われていくものと考えております。

人口減少、少子高齢化が進み、地域における関係の希薄化が懸念されている中、実際に各地で虐待や孤独死などの痛ましい事件が発生するなど、地域の見守りや助け合いが改めて重要となっており、かつてのように、地域で助け合い、安心して暮らせる、地域コミュニティの再生が重要であると考えております。

また、これまで公共的役割を果たしてきた町内会などでは、役員の担い手不足などから、活動の

もありません。なぜ条例が必要ですか。
説明責任を果たしていない条例を制定するとする意図は1点のみ。
＜住民投票制度＝外国人参政権の実現＞としか理解しようがありません。
外国人参政権は、これを与えないのが合憲とされています。したがって与えるのは憲法違反です。

⑦このように本条例の策定は、市議会の権限と機能を否定する点で議会民主主義に反し、市議会の自殺行為となりますし、外国人参政権を導入する点で、最高裁判決に反し、要するに現行憲法に違反します。

⑧したがって、本条例の策定、審議、制定に反対します。

停滞が起きているところもあります。
こうした状況に対する特効薬は見い出せませんが、住民が地域のことは地域で考え、自ら解決するという地方自治の基本に立ち返り、まちづくりに参画する仕組みや環境づくりをより一層充実させていくことがこうした課題の解決につながるものと考えております。
さらに、市の財政状況が悪化する中で、より効率的・効果的な市政運営を進めていくためには、市役所の在り方自体を見直していかなければなりません。
こうした本市が直面する様々な課題の解決のために、まちづくり基本条例の策定を通じて、まちづくりの理念や仕組みについて、市民の皆様と前向きに議論していこうとするものであります。

2. 「基本的な考え方」について

1. で述べたように、本条例の制定に反対であるが、それを擱いて、「基本的考え方(案)」なるものについて意見を列記しておきます。
①そもそもこの「(仮称)・・・(案)資料1」なる文書は、なにをモデルにして作成されているのでしょうか。情報を隠蔽されないで、雛形を公表されたい。

「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方」についてのひな形はありません。

②「自治体の憲法」「自治体における最高規範性を有する条例」なる性格づけは不当です。

地方自治の本旨は、団体自治と住民自治で構成されます。＜住民自治＞のみではありません。

これは地方自治体は国に機関であるということであると理解できます。

「憲法」(constitution)は国を規定する最高法規です。
比喩やレトリックとして「自治体の憲法」という用語法があるかも知れませんが、それを「最高規範性」とまで持ち上げるなら、それは国憲を超える法規と理解せざるを得なくなります。

本条例は＜地方独立国＞をつくらうというのでしょうか。そうならば、安全保障や社会保障、経済運営、国際経済などすべて自前で言う予定でしょうか。

また、日本国に留まっていたとして、あるいは現状において、日本国の法体系や行政システムと整合しないときは、旭川市の＜「法律」＞が優先するのでしょうか。

＜地方独立国＞は不可能ではないかもしれませんが、その小国家国民の負担は膨大なものとなるでしょう。

＜旭川市の＜「法律」＞＞優先なら、市民生活に大混乱を引き起こすことは目に見えています。

このように「自治体の憲法」「自治体における最高規範性」という独善的(自分だけが正しいと思って酔っ払っている)で傲慢な発想とそれにもとづく施策は、現在の住民に膨大な負担と混乱を引き起こします。

このような比喩・レトリックは止めるべきです。

②「自治体における最高規範性を有する条例」といってしまっているのでしょうか。

そうならば、これまでのすべての市条例を見直し、制定し直すのでしょうか。

繰り返しますが、国の法律に抵触する場合は、市条例が優先されるのでしょうか。そうならば、市行政は大混乱を起こすこととなります。

御意見にありましたとおり、日本国憲法が最高法規であります。

他都市においては、条例に最高規範性を持たせているところもありますが、条例の位置付けにつきましては、今後、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議で議論されるものと考えております。

このような混乱を求めて本条例を策定するのでないならば、基本的考え方として「自治体における最高規範性を有する条例」との文言を廃棄するべきです。
代案はありません。削除するべきです。

③「地域主権」は、存在しません。
「主権」とは、法律の改廃権のことです。現代では多くの国が、国民に主権があることとしています。住民にも地方にも国にも、王にも大統領にも主権は認めないのが現代民主主義の基本原則です。
そして、国民は選挙を通して主権を行使します（たとえば現行フランス憲法はそう規定しています）。
近世ヨーロッパの一部の国（フランス絶対主義など）、現代においてはファシズムの国と共産主義・社会主義の国が王や独裁者、共産党などに主権を認め独裁政治を敷いています。
わが国はファシズム、共産主義・社会主義の国ではありません。憲法で近代的民主主義（それも最も優れた constitution である立憲君主制）を採用している国です。
主権は<国民>にあると憲法前文および第1条で規定しています。主権は<地域>にも<住民>にもありません。1国の政治主体にあるのです。それは<国民>でしかあり得ません。
国民主権、これが近代立憲主義の大原則です、現代民主主義の大原則です。
これは中学校公民レベルの基礎基本的知識です。常識的政治知識です。
旭川市が「地域主権」などといういかがわしい概念をふりまわすことは、行政、議会の無知、低学力を世間に曝すこととなります。恥ずかしいから止めて欲しいと思います。
また、先にも述べましたように「地域主権」なる概念を旭川市が条例に採用すると、その条例は憲法違反であり、民主主義に反することとなります。このような条例を決めたら違憲訴訟の対象になるでしょう。
このような現代民主主義の大原則に反する反民主主義的概念は、直ちに廃棄するべきです。

「(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的考え方」のP1「なぜ作るのか」にある「地域主権改革」につきましては、政府が進める「地域主権改革」という固有名詞を記載しているものであります。

3. 提出した意見の扱いについて
パブリックコメントとして提出された意見・提言を市の担当職員による<解釈、要約、分類、まとめ>は止めていただきたい。
これまでの各種のパブリックコメントの取りまとめと「市の考え」なるものを市ホームページで 拝見していると、隔靴搔痒の感があります。
この投書者が本当に言いたかったことは違うだろうと思わせる市職員による<解釈、要約、分類、まとめ>が散見されます。
原文が公表されないのですから、市職員による恣意的、意図的<解釈、要約、分類、まとめ>が行われていないと、担当者以外は誰も立証できません。
そして、たとえ一見、公正、客観的に<解釈、要約、まとめ>が行われていると思われても、必ず担当者の
このようなことがありますので、パブリックコメントの市職員による<解釈、要約と分類>、行政サイドの意図である<「市の考え」>なるコメントは廃止していただきたい。
行政サイドの意向に沿うようにパブリックコメントを恣意的に改竄、歪曲していると思われても反証できないようなシステムは廃止するべきです。
パブリックコメントは個人情報削除して、本文のまま公開するべきです。
明朗性と透明性を高めるべきです。
また、審議会や諮問委員会などへの意見は、その委員に直接伝わるシステムにするべきです。
さらに、条例は市議会で審議、議決されるわけですから、パブリックコメントは、原文のまま、市議会審議に伝えられるべきです。そのようなシステムにするべきです。
これこそ<住民自治>ではないでしょうか。

意見提出手続（パブリックコメント）で提出いただきました御意見の取扱いにつきましては、いただいた御意見の内容や数量によって、要約して公表する場合や、原文のまま掲載する場合がありますが、要約する場合には、できる限り文意に沿った内容でなければならぬと考えております。
また、意見提出手続（パブリックコメント）におきましては、御意見に対する市の考え方を公表することとしており、今回の意見募集につきましても、市の考え方を公表いたしました。
いずれにいたしましても、意見提出手続（パブリックコメント）に限らず、より多くの市民の皆様御意見を市政に効果的に反映する仕組み等について、引き続き検討を行っていく必要があると考えており、御意見につきましては、担当課に伝えさせていただきます。

意見の内容	市の考え方
基本条例が簡潔で分かりやすい表現となるように努めるとあるが、今ある条分がわかりづらいということだから新しく作るのではなく市民の理解を得やすいような条文に書き換えるのが先ではないでしょうか。	現在の条文がわかりにくいいため、新しく作るということではなく、今回の条例策定に当たっては、特に市民の理解を得られるように工夫しながら進めることを示しております。

<21>

意見の内容	市の考え方
こんな条例が通れば議会も行政も不要。市民の言いたい放題でどうにでもなってしまいませんか？そして特定の思想を持った個人や団体が介入するおそれがある。	御意見として旭川市まちづくり基本条例市民検討会議に報告させていただきます。

<22>

意見の内容	市の考え方
制定済みの市や区がありますが色々な情報によりますと全国的に市民からは全く求められていない条例とありました。市民が関心のない条例なんていないと思います。	(仮称)旭川市まちづくり基本条例を策定する過程の中で、活発な議論が行われ、まちづくりがどうあるべきか、どのようなまちづくりを行っていくべきかといったことを、市民の皆様や企業、団体、議会、行政など、多様なまちづくりの担い手が一緒に考えていくことが重要であると考えております。こうしたプロセスを経ることで、まちづくりに対する市民の意識が一層高まり、住民自治の充実につながっていくものと考えます。

<23>

意見の内容	市の考え方
この条例がなくても市民の意思は伝えられますよね。タウンミーティングや町内会、自治会からも行政に働きかけられますし、陳情や請願もありますよね。この条例の制定に向けて色々な方が動いているでしょうがそこに税金を使う・・・市民は望んではいません。	御意見のように、まちづくり対話集会や市長への手紙など、市政に参画する方法があり、そうした手続きを更に使いやすいものにしていくことも重要であると考えております。また、まちづくり基本条例を策定する過程の中で、活発な議論が行われ、まちづくりがどうあるべきか、どのようなまちづくりを行っていくべきかといったことを、市民の皆様や企業、団体、議会、行政など、多様なまちづくりの担い手が一緒に考

えていくことが重要であると考えております。
 こうしたプロセスを経ることで、まちづくりに対する意識が一層高まり、住民自治の充実につながっていくものと考えます。

<24>

意見の内容	市の考え方
<p>他の区や市の条例を見てもパターン化した構成ですね。特定団体によるものですか？ どこかの組織が広げているとしか思えませんね。気付いている市民もいるはず。</p>	<p>(仮称)旭川市まちづくり基本条例についての検討はこれからですが、他都市等の条例をそのまま参考にするのではなく、幅広く議論をしていくことが重要であると考えております。</p>

<25>

意見の内容	市の考え方
<p>利権団体や左翼、反日活動団体が条例制定を進めているとお聞きしました。その点はどうなのでしょう。かたよった思想の方々の進める条例は必要ありません。</p>	<p>策定に当たっては、より多くの市民の皆様の御意見を反映するため、市民参加の機会を幅広く設けるとともに、多様な意見に傾聴しながら、策定する過程を大切にし、検討を進めてまいります。</p>

<26>

意見の内容	市の考え方
<p>何かにつけ市民、市民とありますが私の周囲の関心は低いと言うよりないに等しいものです。 この市民が無関心である条例にどれだけの人に関わって進めているのか存じませんが税金の無駄使いにすぎません。</p>	<p>(仮称)旭川市まちづくり基本条例を策定する過程の中で、活発な議論が行われ、まちづくりがどうあるべきか、どのようなまちづくりを行っていくべきかといったことを、市民や企業、団体、議会、行政など、多様なまちづくりの担い手が一緒に考えていくことが重要であると考えております。こうした策定過程を経ることで、まちづくりに対する市民の意識が一層高まり、住民自治の充実につながっていくものと考えます。</p>

<27>

意見の内容	市の考え方
<p>初めてメール致します。今回は「まちづくり基本条例への私の意見・提言」と言う事で私なりの意見を述べてみたいと思います。 件の条例は日本国籍を有さない在日外国人にも参政権を与える危</p>	<p>市が策定を目指す(仮称)旭川市まちづくり基本条例の目的は、住民投票制度や外国人地方参政</p>

険な物と断じざるを得ません。

彼等日本国に対し何ら責任を持たない者達に参政権付与への道を開くという事、即ち外国勢力に侵略への好機を与える事です。故にかの条例は日本国内に外国を構築させるが如き愚行以外の何者でもありません。

即ち我々の祖国日本の安全保障、所謂公共の福祉に重大な支障を来すのは明白です。

それが如何な恐ろしき結果を齎すのか、最早多くを語る必要はないでしょう。

故に私は“まちづくり基本条例”に対し明確に反対であり、この条例制定に向かう現状を看過する訳には参りません。

以上私の意見を述べさせて頂きました。

願わくば斯様な売国条例を破棄して下さることを衷心より祈念致します。

権の創設ではなく、まちづくり基本条例を策定する過程の中で、活発な議論が行われ、まちづくりがどうあるべきか、どのようなまちづくりを行っていくべきかといったことを、市民の皆様や企業、団体、議会、行政など、多様なまちづくりの担い手が一緒に考えていくことで、住民自治の充実を目指すことにあります。

<28>

意見の内容	市の考え方
<p>上記につき、ホームページのコピーを手に入れたので、疑問点を書きました。</p> <p>○まちづくり基本条例とは？</p> <p>①自治体の憲法→自治体における最高規範性を有するそれぞれの自治体で条例をつくると、都市により異なる条例が多くでき、それが日本国憲法よりも優位に位置するのか？</p>	<p>御意見にありましており、日本国憲法が最高法規であります。</p> <p>他都市においては、条例に最高規範性を持たせているところもありますが、条例の位置付けにつきましては、今後、旭川市まちづくり市民検討会議で議論されるものと考えております。</p>
<p>○平成14年に旭川市市民参加推進条例を制定した。</p> <p>①どのような形で市民に呼びかけ、どのような市民で構成され、どこで制定されたのか？</p>	<p>旭川市市民参加推進条例につきましては、平成11年12月に「旭川市市民参加推進懇話会」を設置（学識経験者やまちづくり実践者、公募の市民など12人で構成）し、これからのまちづくりにおける市民参加の在り方や実効性を高めるための方策等を検討するとともに、市民論議を高めるためにシンポジウムや意見交換会を開催し、平成13年2月には、「同懇話会」から「旭川市の市民参加を推進するための提言」を受領しております。</p> <p>その後、同年5月に「旭川市市民参加を推進するための条例検討委員会」を設置（有識者や公募市民など18名で構成）し、条例案に盛り込むべき項目・内容などを検討いたしました。</p> <p>平成14年2月に「同検討委員会」から意見書「市民参加を推進するための条例の制定に向けて」を受領したのち、「(仮称)旭川市市民参加推進条例」の素案を作成し、同年5月に条例素案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたし</p>

	<p>ました。 こうした市民参加プロセスを経て、平成14年6月に平成14年市議会第2回定例会に条例案を提案し、同年7月4日に条例が可決・制定されております。</p>
<p>②市民が単独でも参加することができるのか？</p>	<p>市民参加は誰でも市政に対し意見を表明したり、提案や参画することを制度としたものであり、個人や団体であることを問わず、行うことができます。</p>
<p>③ホームページを開いて見る人は少数の人達だと思います。 ④みんなで考え、取組を進めることが重要とありますが、本当にそう思いますので、市民にわかり易い方法で知らせ、誰もが（広い範囲の人達）参加できみんなで考える、そんな場が必要で重要だと感じています。</p>	<p>策定に当たっては、より多くの市民の皆様の御意見を反映するため、市民参加の機会を幅広く設けるとともに、多様な意見に傾聴しながら、策定する過程を大切にし、検討を進めてまいります。</p>